

## 議案第 1 1 号

渋川市歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 8 日 提出

渋川市教育委員会

教育長 中 沢 守

### 渋川市歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則

渋川市歴史資料館条例施行規則（平成 1 8 年渋川市教育委員会規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「午前 9 時から午後 5 時まで」を「午前 1 0 時から午後 4 時まで」に改め、同条第 2 項中「館長」を「教育長」に改め、「、教育長の承認を得て」を削る。

第 5 条第 2 項中「館長」を「教育長」に改め、「教育長の承認を得て」を削り、「、臨時」を「、又は臨時」に改める。

第 6 条中「館長」を「教育長」に改め、「又は渋川市歴史資料館団体入館券（様式第 2 号）」を削る。

第 7 条第 2 項中「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 4 号」を「様式第 3 号」に改める。

第 8 条第 1 号中「利用の許可を受けた施設」を「指定された場所」に改め、同条第 5 号中「館内の指定箇所」を「所定の場所」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「寄贈及び」を削り、同条第 2 項中「資料を寄贈しようとする者は、歴史資料館資料寄贈申請書（様式第 5 号）を、」を削り、「寄託しようとする者」の次に「（以下「寄託者」という。）」を加え、「様式第 6 号」を「様式第 4 号」に改め、同条第 3 項中「又は寄贈」及び「歴史資料館資料受領証（様式第 7 号）又は」を削り、「様式第 8 号」を「様式第 5 号」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「寄贈又は」を削り、「資料」の次に「（以下「寄託資料」という。）」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号中「をし、館外貸出しについては、寄託者の承諾を

得なければならない」を「をすものとする」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、館外貸出しについては、寄託者の承諾を得なければならない。

第9条第4項中第2号を第1号とし、同項に次の2号を加える。

(2) 寄託資料は、寄託者の要求又は資料館の都合により返還するものとする。

(3) 天災地変その他不慮の事情による寄託資料の損害に対しては、資料館はその責を負わない。

第12条第3項中「また」を「又は」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

(一般用)

<p>渋川市 歴史資料館</p> <p>一般入館券</p> <p>200円 (団体160円)</p> <p>渋川市教育委員会</p>	<p>一般入館券</p> <p>200円 (団体160円)</p> <p>渋川市教育委員会</p>
--	---

(高校生・大学生用)

<p>渋川市 歴史資料館</p> <p>高校生・大学生入館券</p> <p>100円 (団体80円)</p> <p>渋川市教育委員会</p>	<p>高校生・大学生入館券</p> <p>100円 (団体80円)</p> <p>渋川市教育委員会</p>
--	---

様式第 2 号を削り、様式第 3 号中「㊟」を削り、同様式を様式第 2 号とし、様式第 4 号を様式第 3 号とする。

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。



様式第5号から様式第7号までを削り、様式第8号を様式第5号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

開館時間を見直し、運営の合理化を図るため、所要の改正をしようとするものです。併せて、行政手続における押印及び署名の見直し、現在の運用に合わせた規定の見直し並びに規定中の字句の整理をするものである。

渋川市歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(開館時間) 第4条 資料館の開館時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とする。 2 教育長は、必要があると認めたときは _____、前項の開館時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(休館日) 第5条 (略) 2 教育長は、必要があると認めたときは、前項の規定による休館日を _____ 変更し、<u>又は臨時</u>に休館日を定めることができる。</p> <p>(入館券) 第6条 教育長は、条例第8条の規定により入館料が納付されたときは、渋川市歴史資料館入館券(様式第1号) _____ を交付するものとする。</p> <p>(入館料の免除) 第7条 (略) 2 入館料の免除を受けようとする者は、歴史資料館入館料免除申請書(様式第2号)を提出し、教育長の承認を得なければならない。 3 教育長は、前2項の承認の決定をしたときは、歴史資料館入館料免除承認書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(遵守事項) 第8条 資料館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) <u>指定された場所</u> _____ 以外に立ち入らないこと。 (2) ~ (4) (略) (5) <u>所定の場所</u> _____ 以外で、喫煙又は飲食をしないこと。</p> <p>(資料の _____ 寄託) 第9条 資料館は、資料の _____ 寄託を受けることができる。 2 _____</p>	<p>(開館時間) 第4条 資料館の開館時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。 2 <u>館長</u> は、必要があると認めたときは、<u>教育長の承認を得て</u>、前項の開館時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(休館日) 第5条 (略) 2 <u>館長</u> は、必要があると認めたときは、前項の規定による休館日を<u>教育長の承認を得て</u>変更し、<u>臨時</u>に休館日を定めることができる。</p> <p>(入館券) 第6条 <u>館長</u> は、条例第8条の規定により入館料が納付されたときは、渋川市歴史資料館入館券(様式第1号) <u>又は渋川市歴史資料館団体入館券(様式第2号)</u> を交付するものとする。</p> <p>(入館料の免除) 第7条 (略) 2 入館料の免除を受けようとする者は、歴史資料館入館料免除申請書(様式第3号)を提出し、教育長の承認を得なければならない。 3 教育長は、前2項の承認の決定をしたときは、歴史資料館入館料免除承認書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(遵守事項) 第8条 資料館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) <u>利用の許可を受けた施設</u>以外に立ち入らないこと。 (2) ~ (4) (略) (5) <u>館内の指定箇所</u>以外で、喫煙又は飲食をしないこと。</p> <p>(資料の<u>寄贈及び</u>寄託) 第9条 資料館は、資料の<u>寄贈及び</u>寄託を受けることができる。 2 <u>資料を寄贈しようとする者は、歴史資料館資料寄贈申請書(様式第5号)</u></p>

資料を寄託しようとする者（以下「寄託者」という。）は、歴史資料館資料寄託申請書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

- 3 教育長は、資料の寄託を受けた場合は、歴史資料館資料受託証（様式第5号）を交付しなければならない。
- 4 寄託を受けた資料（以下「寄託資料」という。）の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、館外貸出しについては、寄託者の承諾を得なければならない。
- (2) 寄託資料は、寄託者の要求又は資料館の都合により返還するものとする。
- (3) 天災地変その他不慮の事情による寄託資料の損害に対しては、資料館はその責を負わない。

（会議）

第12条（略）

2（略）

- 3 関係職員は、求めに応じ会議に出席し意見を述べ、又は資料を提出することができる。

資料を寄託しようとする者（以下「寄託者」という。）は、歴史資料館資料寄託申請書（様式第6号）を教育長に提出しなければならない。

- 3 教育長は、資料の寄託又は寄贈を受けた場合は、歴史資料館資料受領証（様式第7号）又は歴史資料館資料受託証（様式第8号）を交付しなければならない。
- 4 寄贈又は寄託を受けた資料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 寄贈資料には、寄贈者の氏名を記載し、その篤志を表示する。
- (2) 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをし、館外貸出しについては、寄託者の承諾を得なければならない。

（会議）

第12条（略）

2（略）

- 3 関係職員は、求めに応じ会議に出席し意見を述べ、また資料を提出することができる。

様式第1号(第6条関係)

(一般用)

渋川市 歴史資料館  一般入館券  <u>200円(団体160円)</u>    渋川市教育委員会	一般入館券  <u>200円(団体160円)</u>    渋川市教育委員会
---	--

(高校生・大学生用)

渋川市 歴史資料館  高校生・大学生入館券  <u>100円(団体80円)</u>    渋川市教育委員会	高校生・大学生入館券  <u>100円(団体80円)</u>    渋川市教育委員会
---	--

様式第1号(第6条関係)

(一般用)

渋川市 歴史資料館  一般入館券      渋川市教育委員会	一般入館券    <u>200円</u>   渋川市教育委員会
--	--

(高校生・大学生用)

渋川市 歴史資料館  高校生・大学生入館券      渋川市教育委員会	一般入場券    <u>100円</u>   渋川市教育委員会
---	--

様式第2号(第6条関係)

洪川市歴史資料館赤城(又は北橋)団体入館券				
年 月 日				
入館年月日	年 月 日( )			
団体名				
入館人員・ 入館料	種 別	人 数	単 価	金 額
	一 般	人	円	円
	高校生・大学生	人	円	円
	合 計	人		円

様式第2号(第7条関係)

歴史資料館入館料免除申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">洪川市教育委員会教育長 様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     申請者 住 所                      団 体 名                      代 表 者                      電 話 番 号                 </div>	
次のとおり入館料の免除を受けたいので申請します。	
施 設	赤 城 ・ 北 橘
展示の区分	常 設 展 ・ 企 画 展
入館年月日	午前 時 分 ~ 午前 時 分 ( 曜日 ) 午後 午後
入館人数	人
入館目的	
連絡責任者	電話番号

様式第3号(第7条関係)

歴史資料館入館料免除申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">洪川市教育委員会教育長 様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     申請者 住 所                      団 体 名                      代 表 者                      電 話 番 号                 </div>	
次のとおり入館料の免除を受けたいので申請します。	
施 設	赤 城 ・ 北 橘
展示の区分	常 設 展 ・ 企 画 展
入館年月日	午前 時 分 ~ 午前 時 分 ( 曜日 ) 午後 午後
入館人数	人
入館目的	
連絡責任者	電話番号

様式第3号(第7条関係)

歴史資料館入館料免除承認書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>  様   <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">渋川市教育委員会教育長</div>  次のとおり入館料の免除を承認します。	
施 設	赤 城 ・ 北 橋
展示の区分	常 設 展 ・ 企 画 展
入 館 年 月 日	午前 時 分～ 午前 時 分 年 月 日 ( 曜日) 午後 午後
入 館 人 数	人
備 考	

様式第4号(第7条関係)

歴史資料館入館料免除承認書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>  様   <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">渋川市教育委員会教育長</div>  次のとおり入館料の免除を承認します。	
施 設	赤 城 ・ 北 橋
展示の区分	常 設 展 ・ 企 画 展
入 館 年 月 日	午前 時 分～ 午前 時 分 年 月 日 ( 曜日) 午後 午後
入 館 人 数	人
備 考	









